

# 隠岐空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

航空機が飛行場に安全に離着陸できるためには、飛行場周辺の一定の空間を無障害の状態にしておく必要があります。この空間の底面を制限表面といい、**制限表面上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置することは原則禁止されています。**(航空法 第 49 条)

## 1. 制限表面とは

制限表面は、飛行場の種類等によって内容や範囲が変わります。隠岐空港の制限表面は、進入表面・転移表面・水平表面 がありその概要は以下のとおりです。

### (1) 進入表面

航空機の離陸直後及び最終進入時の直線飛行の安全を確保するために必要な表面です。

進入表面は、着陸帯の短辺から延長方向に長さ 3,000m、その末端の幅が 750mの長さによって囲まれる平面で、40 分の 1 勾配を有しています。

### (2) 転移表面

航空機が着陸のための進入を誤ったとき、脱出の安全を確保するために必要な表面です。

転移表面は、着陸帯の長辺及び進入表面の斜辺に接し、着陸帯の外側上方へ 7 分の 1 勾配を有する平面で、その末端は水平表面との接線です。

### (3) 水平表面

航空機が着陸する際には、進入する滑走路へ一定の場周経路を回って進入しますが、その安全を確保するために必要な平面です。

水平表面は、飛行場の標点の垂直上方 45mの点を中心とした半径 3,000mの円周に囲まれた平面です。

## 2. 物件等の設置について

### (1) 制限表面上に出る物件について

物件等が制限表面上に出ることは原則禁止されていますが、**水平表面に係るもので下記の物件については、空港設置管理者(島根県知事)の承認により設置できる場合があります。**

(航空法 第 49 条、同法施行規則第 92 条の 5)

#### 1) 仮設物

#### 2) 建築基準法第 33 条の規定により設けなければならない避雷設備

#### 3) 地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害しない物件

詳細につきましては、空港管理所までご照会ください。

### (2) 物件等の設置工事について

制限対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に隠岐空港管理所までお問い合わせいただければ、制限表面を突出するか否かまた、作業実施時間や方法等についての確認をさせていただき、ご回答します。

なお、物件等には、**TVアンテナ・看板・電柱・電信柱、あるいは上空に浮揚するアドバルーンや凧、ラジコン機等も該当します。**

**航空機の安全運行のため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。**

# 隠岐空港における制限表面

